

「豊島区自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

- ◆意見の募集期間：平成 31 年 4 月 15 日から令和元年 5 月 15 日まで
- ◆閲覧場所：区民事務所、図書館、区民ひろば、行政情報コーナー、土木管理課窓口

「豊島区自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する ご意見と区の考え方

- ・意見の提出者数：3 件
- ・意見の受付方法：メール 2 件、窓口 1 件
- ・意見の件数：3 件

No.	ご意見等の概要	件数	区の考え方
1	「自転車損害保険等」と書くと、「個人賠償責任保険」に入っている多くの人が、新たに保険に入らないといけないと考えてしまうかもしれないので、「個人賠償責任保険等」とした方が、二重に保険に入ってしまうのを防止できつつわかりやすいのではないか。	1 件	自転車損害保険等には、個人賠償責任保険を含め火災保険や傷害保険、自動車保険の特約として付帯するものや共済、TSマーク付帯保険など多様な種類を含んでいます。そのため、すでに自転車損害保険に加入している場合や加入していても認識がない場合も考えられることから、現在契約している保険の内容をご確認いただくようホームページ等で周知して参ります。
2	自転車損害保険の義務化は基本的には賛成です。 ロードバイクや電動自転車など高額な自転車にはそれなりのご負担をお願いし、軽快車利用者には保険料の低減化、低所得者へのご配慮などをお願いします。	1 件	自転車損害保険は、現時点で自転車の種類の違いによる保険料の差異がないのが一般的です。 自転車損害保険等の保険料の負担額は様々であり、また、自動車保険の特約や家族保障プランなど、利用者個々の保険料負担額が明確になって

			<p>いない保険契約もあります。区としましては、保険加入の促進を行いながら利用形態に応じた自転車損害保険等に関する情報提供を行って参ります。</p>
3	<p>「自転車の安全利用」に関しては、「自転車損害保険の加入義務付け」だけではなく、「道路交通法」「道路交通法施行令」「交通の方法に関する教訓」の周知・遵守指導が必要であり、そのための「講習会」「指導員制度」を創設する改正が必要である。</p> <p>歩道上の歩行者への暴走する電動アシスト自転車の脅威の制御が課題である。</p>	1件	<p>道路交通法に定められている自転車の歩道での徐行義務は、歩行者の安全確保のうえで重要であると捉えています。</p> <p>この条例第4条4項に自転車利用者の責務として「道路交通法その他の自転車の利用に関する法令等の規定を遵守する」と規定しています。</p> <p>この規定に基づき、歩行者の安全確保のために、警察や関係機関と連携しながら、交通安全教室、交通安全キャンペーン及び街頭指導等の具体的な啓発活動を通して、自転車利用者へ安全利用の周知を行い、歩行者の安全確保に取り組んで参ります。</p>